第27回定時株主総会招集ご通知
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

株主資本等変動計算書

個　別　注　記　表

（2018年１月１日～2018年12月31日）

株式会社ＪＭＣ

第27回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.jmc-rp.co.jp/）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 取締役は、ＪＭＣ行動指針・コンプライアンス規程を通じて、当社における企業倫理意識の浸透に努めるとともに、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを、自ら率先垂範し、従業員へ周知徹底させる。

ロ 取締役及び使用人は、取締役会が定めた、組織規程、業務分掌規程、決裁権限規程等による役割と職務範囲に従い、当社の職務を執行する。

ハ 取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制確立に努め、コンプライアンスに関する規程の制定及びコンプライアンス体制に関する社内組織の設置、変更等について決定する。

ニ コンプライアンス推進責任者を代表取締役社長とし、推進委員長を管理担当取締役とする。

代表取締役社長及び管理担当取締役は、財務報告の信頼性と各グループ及び各室の業務執行の適切性を確保するために、内部統制システムの構築、運用及び改善を図るものとする。

ホ 各グループ及び各室は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

ヘ 監査役は、当社のコンプライアンス状況及び内部統制システムを監視し、問題があると認めるときは、代表取締役社長及び管理担当取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。

ト 監査役は、監査の一環として、財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務遂行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

チ 内部監査室は内部監査を計画し、各グループ及び各室の業務を監査し、代表取締役社長及び取締役会に報告する。

リ 取締役及び使用人は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われるおそれがあることに気づいたときは、内部通報制度規程に基づき、速やかに社外の内部通報外部窓口（ＪＭＣコンプライアンス・ヘルプライン）に通知しなければならない。なお、通報内容は機密として守秘し、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

ヌ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。

ロ 取締役及び監査役は、文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ リスク管理の推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、リスク管理規程に基づき、経営会議で議論し、当社全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。

ロ 取締役会は、経営会議において特定されたリスクへの対応やその他必要な施策を実施する。

ハ 不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする「リスク対策会議」を設置し、総括的な危機管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役の業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を原則月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

ロ 取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を置く。

ハ 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、経営会議を原則月１回開催し業務執行に関わる意見交換等を行い、業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し慎重な意思決定を行う。

ニ 業務の運営・執行については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標の明確な設定、各グループ及び各室へ目標付与を行い、その目標達成に向けた具体策を立案・実行する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ 監査役は、監査役の補助使用人を、監査役会と協議のうえ、人選し配置できるものとする。

ロ 監査役の補助使用人は、取締役等の指揮命令は受けないものとする。

ハ 監査役の補助使用人の人事評価については、監査役の協議によって行い、人事異動、懲戒に関しては監査役会の事前の同意を得るものとする。

ニ 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他コンプライアンス上の問題で、当社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合、監査役に直ちに報告するものとする。内部通報外部窓口（ＪＭＣコンプライアンス・ヘルプライン）に通報があった場合、内部監査室長は、速やかに調査報告書の写しを監査役に交付する。

⑥ 上記⑤の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をした者に対し、これを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、取締役はこれを周知徹底させる。

⑦　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、監査費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用の支給を行うものとする。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役は、職務遂行にあたり取締役会及び重要な会議に出席する。また、決裁申請書等、業務に関する重要な文書を閲覧することができる。

ロ 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

ハ 監査役は、定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な成長、企業価値の向上に向け、経営意思決定の迅速化、適時情報開示等による経営の透明性の確保、経営の監督機能の強化等、コーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識し、体制の強化に努めております。

②企業統治の体制

ａ.コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、概ね以下のとおりであります。

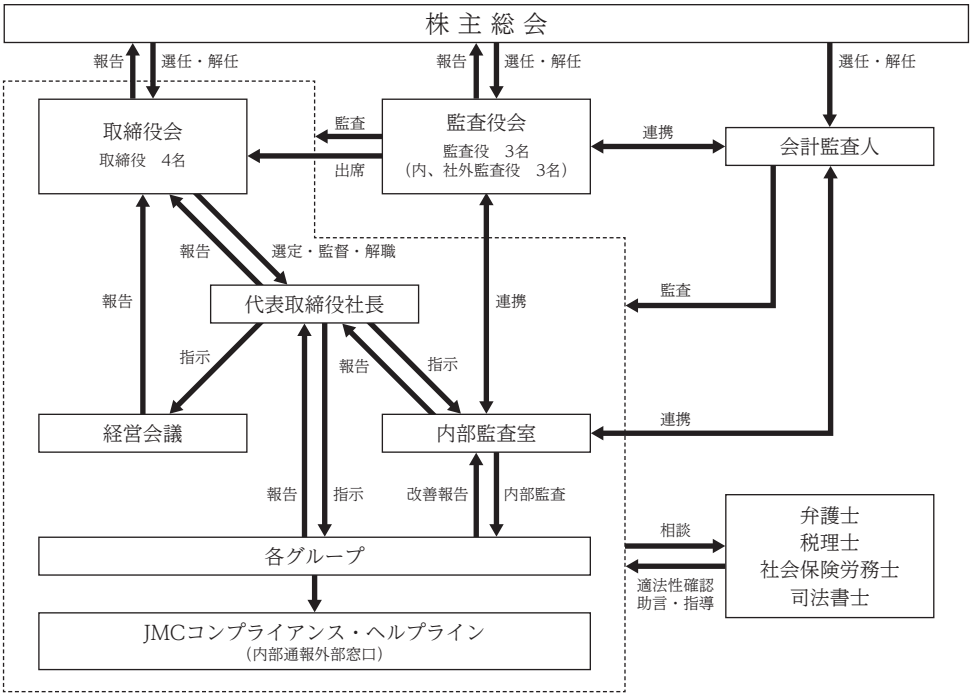

ｂ.企業統治の体制の概要

イ　取締役会

当社の取締役会は取締役４名（男性４名）で構成されており、原則月１回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、監査役の出席の下、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議し、業務執行についての意思決定を行っております。

代表取締役社長は取締役会の議長として取締役会を統括するとともに、取締役会の決議を執行し、当社の業務全般を統括しております。

ロ　監査役会

当社の監査役会は、社外監査役３名（男性３名）で構成されており、毎月１回定時監査役会を開催し、事業環境の状況把握及び意思決定のプロセスについて監視しております。また、各監査役は取締役会に出席し、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、経営の妥当性、効率性及び公正性等に関する助言や提言を行うとともに、取締役会の意思決定の過程及び業務執行状況について監査できる体制をとっております。

ハ　経営会議

当社は、業務執行取締役及び代表取締役社長が指名する本部長若しくはシニアマネージャー等をもって構成される経営会議を設置しており、原則月１回開催しております。なお、非常勤取締役も出席し意見を述べることができます。経営会議は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、取締役会に付議すべき事項、全般的業務執行方針に関する事項及びリスク管理に関する事項を協議しております。

株主資本等変動計算書

（2018年１月１日から
2018年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本										純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
					圧縮積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金				
当期首残高	758,092	745,092	745,092	1,894	5,045	4,803	316,325	328,068	△85	1,831,167	1,831,167
当期変動額											
圧縮積立金の取崩					△1,447		1,447	－		－	－
特別償却準備金の取崩						△2,945	2,945	－		－	－
新株の発行	9,000	9,000	9,000							18,000	18,000
当期純利益							214,661	214,661		214,661	214,661
当期変動額合計	9,000	9,000	9,000	－	△1,447	△2,945	219,054	214,661	－	232,661	232,661
当期末残高	767,092	754,092	754,092	1,894	3,597	1,858	535,379	542,730	△85	2,063,829	2,063,829

個別注記表

１．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

２．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

・仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料及び貯蔵品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	７年～38年
構築物	７年～15年
機械及び装置	２年～12年
車両運搬具	３年～６年
工具、器具及び備品	２年～15年

②　無形固定資産（リース資産を除く。）

・自社利用のソフトウェア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金	売上債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②　役員賞与引当金	役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額を計上しております。
③　賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額を計上しております。
④　製品保証引当金	製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき必要額を計上しております。

⑷　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

３．貸借対照表等に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　717,184千円

⑵　当座貸越極度額及び貸出コミットメント契約

当社においては、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行３行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	700,000千円
借入実行残高	105,958千円
	594,041千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,604,000株	18,000株	－株	2,622,000株

（注）１．普通株式の発行済株式数の増加18,000株は、新株予約権の行使による新株の発行によるものであります。

２．2019年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が2,622,000株増加し、5,244,000株となっております。

⑵　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	50株	－株	－株	50株

（注）　2019年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行ったことにより、自己株式数が50株増加し、100株となっております。

⑶　当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　204,800株

（注）　2019年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行ったことにより、新株予約権の目的となる株式数が204,800株増加し、409,600株となっております。

5．リース取引に係る注記

ファイナンス・リース取引

⑴　リース資産の内容

①　有形固定資産

主として生産設備であります。

②　無形固定資産

主としてソフトウェアであります。

⑵　リース資産の減価償却の方法

「２．重要な会計方針に係る事項に関する注記　⑵　固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

６．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、計画的かつ効率的な運用と調達を実現し、財務費用の低減と財政基盤の強化を図ることを目的としており、資金運用については、元本リスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、また資金調達については、銀行等金融機関からの借入による方針であります。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、リース債務、未払金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金調達（主に長期）を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後９年であります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、財務経理グループが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

財務経理グループが適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性のリスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
①現金及び預金	1,007,210千円	1,007,210千円	－千円
②受取手形	71,636	71,636	－
③売掛金	527,780	527,780	－
④買掛金	(97,556)	(97,556)	－
⑤短期借入金	(155,958)	(155,958)	－
⑥1年内返済予定の長期借入金	(17,613)	(17,613)	－
⑦リース債務（流動負債）	(98,475)	(98,475)	－
⑧未払金	(151,757)	(151,757)	－
⑨長期借入金	(96,000)	(95,479)	△520
⑩リース債務（固定負債）	(273,285)	(278,698)	5,412

（注１）負債に計上されているものは（）で表示しております。

（注２）金融商品の時価の算定方法

①現金及び預金、②受取手形、③売掛金、④買掛金、⑤短期借入金、⑥１年内返済予定の長期借入金、⑦リース債務(流動負債)、⑧未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑨長期借入金、⑩リース債務(固定負債)

これらの時価は、元利金合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注３）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	当事業年度 （2018年12月31日）
出資金	20

出資金については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（注４）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,007,210	－	－	－
受 取 手 形	71,636	－	－	－
売　掛　金	527,780	－	－	－

（注５）借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
短期借入金	155,958	－	－	－	－	－
長期借入金	17,613	12,000	12,000	12,000	12,000	48,000
リース債務	98,475	100,144	58,065	50,938	53,034	11,101

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	9,112千円
未払社会保険料	3,320千円
賞与引当金	17,675千円
製品保証引当金	498千円
たな卸資産評価損	999千円
資産除去債務	13,855千円
減価償却超過額	1,046千円
一括償却資産	1,935千円
その他	1,639千円
繰延税金資産小計	50,082千円
評価性引当額	△14,698千円
繰延税金資産合計	35,384千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△10,356千円
圧縮積立金	△1,564千円
特別償却準備金	△807千円
繰延税金負債合計	△12,728千円
繰延税金資産の純額	22,655千円

８．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　393円57銭

⑵　１株当たり当期純利益　41円15銭

（注）１．１株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により、１株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、算出しております。

２．１株当たりの純資産額及び１株当たりの当期純利益は、2019年１月１日付の株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

９．重要な後発事項に関する注記

（株式分割）

当社は、2018年12月５日開催の取締役会決議に基づき、2019年１月１日付で株式分割を行っております。

⑴ 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

⑵ 株式分割の概要

① 分割の方法

2018年12月31日（月）（実質上は2018年12月28日（金））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、１株につき２株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	2,622,000株
今回の分割により増加する株式数	2,622,000株
株式分割後の発行済株式総数	5,244,000株
株式分割後の発行可能株式総数	11,840,000株

③ 分割の日程

基準日公告日	2018年12月14日（金）
基準日	2018年12月31日（月）（実質上は2018年12月28日(金)）
効力発生日	2019年１月１日（火）

④ １株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

（譲渡制限付株式報酬制度の導入）

当社は、2019年２月13日開催の取締役会において、取締役に対する新たなインセンティブ制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2019年3月27日開催予定の第27回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました

⑴本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

⑵本制度の概要

① 対象取締役の報酬額と交付株式数

本制度は、対象取締役に対し、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

当社の取締役の報酬額は、2014年７月31日開催の第22回定時株主総会において、年額180百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）のご承認をいただいておりますが、本制度に基づき対象取締役に対して付与される金銭報酬債権の総額は、年額120百万円以内とします。また、本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は、年15,000株以内（ただし、本株主総会による決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとします。）

なお、１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

② 譲渡制限付株式割当契約について

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

・対象取締役は、あらかじめ定められた期間（３年間）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
・一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
・当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。